(8) 看護補助・患者ケア体制充実加算の施設基準
イ 看護補助・患者ケア体制充実加算１の施設基準
① (7)のイからハまでを満たすものであること。
② 看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する十分な体制が整備されていること。
ロ 看護補助・患者ケア体制充実加算２の施設基準
① (7)のイからハまでを満たすものであること。
② 看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する必要な体制が整備されていること。
ハ 看護補助・患者ケア体制充実加算３の施設基準
① (7)のイからハまでを満たすものであること。
② 看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する体制が整備されていること。
(9) 障害者施設等入院基本料の注11に規定する夜間看護体制加算の施設基準
イ 夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。
ロ 障害者施設等入院基本料の注９に規定する看護補助加算又は注10に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算に係る届出を行っている病棟であること。
(10) 障害者施設等入院基本料の注12に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関
許可病床数が百床未満のものであること。
(11) 障害者施設等入院基本料の注12に規定する厚生労働大臣が定める日
次のいずれにも該当する各病棟において、夜間の救急外来を受診した患者に対応するため、当該各病棟のいずれか一病棟において夜勤を行う看護職員の数が、一時的に二未満となった日
イ 看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、患者の看護に支障がないと認められること。
ロ 看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、看護職員及び看護補助者の数が、看護職員一を含む二以上であること。ただし、入院患者数が三十人以下の場合にあっては、看護職員の数が一以上であること。

第六　診療所の入院基本料の施設基準等

一　通則
(1) 診療所であること。
(2) 当該保険医療機関を単位として看護を行うものであること。
(3) 看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものとする。
(4) 現に看護に従事している看護職員の数を当該診療所内の見やすい場所に掲示していること。
(5) (4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

二　有床診療所入院基本料の施設基準
(1) 有床診療所入院基本料の注１に規定する入院基本料の施設基準
イ 有床診療所入院基本料１の施設基準
① 当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、七以上であること。
② 患者に対して必要な医療を提供するために適切な機能を担っていること。
ロ 有床診療所入院基本料２の施設基準
① 当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、四以上七未満であること。
② イの②の基準を満たすものであること。
ハ 有床診療所入院基本料３の施設基準
① 当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、一以上四未満であること。
② イの②の基準を満たすものであること。
ニ 有床診療所入院基本料４の施設基準
イの①の基準を満たすものであること。
ホ 有床診療所入院基本料５の施設基準
ロの①の基準を満たすものであること。
ヘ 有床診療所入院基本料６の施設基準
ハの①の基準を満たすものであること。
(2) 有床診療所急性期患者支援病床初期加算及び有床診療所在宅患者支援病床初期加算の施設基準
イ 有床診療所急性期患者支援病床初期加算の施設基準
次のいずれかに該当すること。
① 在宅療養支援診療所であって、過去一年間に訪問診療を実施しているものであること。
② 急性期医療を担う診療所であること。
③ 緩和ケアに係る実績を有する診療所であること。
ロ 有床診療所在宅患者支援病床初期加算の施設基準
イの①から③までのいずれかに該当すること。
(3) 夜間緊急体制確保加算の施設基準
入院患者の病状の急変に備えた緊急の診療提供体制を確保していること。
(4) 医師配置加算の施設基準
イ 医師配置加算１の施設基準
次のいずれにも該当すること。
① 当該診療所における医師の数が、二以上であること。
② 次のいずれかに該当すること。
1 在宅療養支援診療所であって、訪問診療を実施しているものであること。
2 急性期医療を担う診療所であること。
ロ 医師配置加算２の施設基準
当該診療所における医師の数が、二以上であること（イに該当する場合を除く。）。
(5) 看護配置加算、夜間看護配置加算及び看護補助配置加算の施設基準
イ 看護配置加算１の施設基準
当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、看護師三を含む十以上であること。
ロ 看護配置加算２の施設基準
当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、十以上であること（イに該当する場合を除く。）。
ハ 夜間看護配置加算１の施設基準
当該診療所における夜間の看護職員及び看護補助者の数が、看護職員一を含む二以上であること。
ニ 夜間看護配置加算２の施設基準
当該診療所における夜間の看護職員の数が、一以上であること（ハに該当する場合を除く。）。
ホ 看護補助配置加算１の施設基準
当該診療所（療養病床を除く。）における看護補助者の数が、二以上であること。
ヘ 看護補助配置加算２の施設基準
当該診療所（療養病床を除く。）における看護補助者の数が、一以上であること（ホに該当する場合を除く。）。